

大町市交流促進センター明日香荘設置及び管理に関する条例施行規則

○大町市交流促進センター明日香荘設置及び管理に関する条例施行規則

平成17年11月4日

規則第36号

改正 令和3年11月11日規則第33号

(趣旨)

第1条 この規則は、大町市交流促進センター明日香荘設置及び管理に関する条例（平成17年条例第57号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用許可の申請)

第2条 条例第7条第1項の規定による許可の申請は、利用する日の3日前までに、大町市交流促進センター明日香荘利用許可（兼利用料金減免）申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を指定管理者に提出し、許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の申請に対して許可したときは、大町市交流促進センター明日香荘利用許可（兼利用料金減免承認）書（様式第2号。以下「利用許可書」という。）を申請者に交付するものとする。

(利用の中止又は変更の申請)

第3条 条例第7条第1項の規定による利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）がその利用を中止し、又は許可された事項を変更しようとするときは、大町市交流促進センター明日香荘利用中止・変更申請書（様式第3号。以下「中止・変更申請書」という。）に前条第2項の利用許可書を添えて、速やかに指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の申請に対して許可したときは、大町市交流促進センター明日香荘利用中止・変更許可書（様式第4号）を利用者に交付するものとする。

(利用料金の減免)

第4条 条例第10条の規定による減免の範囲は、次に掲げるとおりとする。

(1) 市が主催又は共催する事業に利用する場合 100分の100

(2) その他市長が必要と認めた場合 100分の100以内

2 条例第10条の規定により、利用料金の減免を受けようとする者は、申請書を指定管理者に提出し、承認を受けなければならない。

(遵守事項)

第5条 利用者は、大町市交流促進センター明日香荘の利用に際し、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 他の利用者の妨害又は迷惑となる行為をしないこと。

(2) 建物及び附属備品を損傷しないこと。

(3) 火災及び盗難の防止に努めること。

(4) 指定管理者の指示に従い、秩序を保持しなければならない。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（令和3年11月11日規則第33号）

大町市交流促進センター明日香荘設置及び管理に関する条例施行規則

この規則は、令和４年１月１日から施行する。

大町市交流促進センター明日香荘設置及び管理に関する条例施行規則

様式第1号（第2条、第4条関係）

大町市交流促進センター明日香荘利用許可（兼利用料金減免）申請書

申請 年 月 日

指定管理者 殿

次のとおり大町市交流促進センター明日香荘の利用許可（兼利用料金減免）を申請します。

申 請 者	住 所	〒		
	団体等の名称			
	代 表 者 名	Tel () —		
利 用 責 任 者	住 所	〒		
	氏 名	Tel () —		
利用日時	年 月 日 () 時 分 ～ 時 分まで			
利用目的			利用人員	人
利用施設	交流広間（全室）		和室小会議室	
	交流広間（4分の3室）		休憩室	
	交流広間（半室）		研修室	
	交流広間（4分の1室）		屋内ゲートボール場	
	和室中会議室（全室）		そば製粉所	
	和室中会議室（半室）			
	利用する備品			
減免申請する理由				
そ の 他 特記事項				
利用料金		減免の可否	可 ・ 否 規則第4条 号適用	

大町市交流促進センター明日香荘設置及び管理に関する条例施行規則

様式第2号（第2条関係）

大町市交流センター明日香荘利用許可（兼利用料金減免承認）書

年 月 日

様

指定管理者 印

次のとおり大町市交流センター明日香荘の利用を許可（兼利用料金減免承認）します。

申 請 者	住 所	〒		
	団体等の名称			
	代 表 者 名			
利 用 責 任 者	住 所	〒		
	氏 名			
利用日時	年 月 日（ ） 時 分 ～ 時 分まで			
利用目的			利用人員	人
利用施設	交流広間（全室）		和室小会議室	
	交流広間（4分の3室）		休憩室	
	交流広間（半室）		研修室	
	交流広間（4分の1室）		屋内ゲートボール場	
	和室中会議室（全室）		そば製粉所	
	和室中会議室（半室）			
	利用する備品			
利用料金		減免の可否	可 ・ 否 規則第4条	号適用
そ の 他 特記事項				

大町市交流促進センター明日香荘設置及び管理に関する条例施行規則

様式第3号（第3条関係）

大町市交流促進センター明日香荘利用中止・変更申請書

申請 年 月 日

指定管理者 殿

次のとおりの大町市交流促進センター明日香荘利用を中止します・変更します。

申 請 者	住 所	〒				
	団体等の名称					
	代 表 者 名	Tel () —				
許可を受けた内容		別添 大町市交流促進センター明日香荘利用許可書のとおり。				
変 更 の 内 容		日時	変 更 前		変 更 後	
			年 月 日 : ~ :	年 月 日 : ~ :		
中 止 の 理 由						
変 更 後 の 利 用 施 設 等						
利用施設	交流広間（全室）		和室小会議室			
	交流広間（4分の3室）		休憩室			
	交流広間（半室）		研修室			
	交流広間（4分の1室）		屋内ゲートボール場			
	和室中会議室（全室）		そば製粉所			
	和室中会議室（半室）					
	利用する備品					
そ の 他 特記事項						
利用料金		減免の可否	可 ・ 否 規則第4条 号適用			

大町市交流促進センター明日香荘設置及び管理に関する条例施行規則

様式第4号（第3条関係）

大町市交流促進センター明日香荘利用中止・変更許可書

年 月 日

様

指定管理者 印

次のとおり大町市交流促進センター明日香荘の利用中止・変更を許可します。

申 請 者	住 所	〒				
	団体等の名称					
	代 表 者 名					
許可を受けた内容		別添 大町市交流促進センター明日香荘利用許可書のとおり。				
変 更 の 内 容		日 時	変 更 前		変 更 後	
			年 月 日 : ~ :	年 月 日 : ~ :		
中 止 の 理 由						
変 更 後 の 利 用 施 設 等						
利用施設	交流広間（全室）		和室小会議室			
	交流広間（4分の3室）		休憩室			
	交流広間（半室）		研修室			
	交流広間（4分の1室）		屋内ゲートボール場			
	和室中会議室（全室）		そば製粉所			
	和室中会議室（半室）					
	利用する備品					
利用料金		減免の可否	可 ・ 否 規則第4条 号適用			
そ の 他 特記事項						

大町市交流促進センター明日香荘設置及び管理に関する条例施行規則

様式第1号（第2条、第4条関係）

様式第2号（第2条関係）

様式第3号（第3条関係）

様式第4号（第3条関係）